

福岡県公報

平成21年9月25日
第3019号

目次

告示(第1433号 - 第1443号)

保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	1
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	1
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課)	2
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	2
指定介護老人保健施設の許可	(高齢者支援課)	2
公共測量の実施	(県土整備総務課)	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	3
道路の供用の開始	(道路維持課)	4
道路の供用の開始	(道路維持課)	4
公 告			
宅地建物取引業法に基づく聴聞の期日における審理の公開	(建築指導課)	4
公安委員会			
少年指導委員の委嘱	(警察本部少年課)	5
海区漁業調整委員会			
魚油等を浸漬する全ての餌料の使用禁止	(漁業管理課)	5

告 示

福岡県告示第1433号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年9月25日

福岡県知事 麻 生 渡

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年9月27日福岡県告示第1605号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法 変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1434号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年9月25日

福岡県知事 麻 生 渡

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年9月27日福岡県告示第1598号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法 変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び北九州市役

所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1435号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月福岡県訓令第16号）第135条の規定により次のように告示する。

平成21年9月25日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 特約業者の氏名又は名称
九州興産株式会社
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
福岡県春日市桜ヶ丘4丁目40番地
- 3 特約業者の指定取消年月日
平成21年7月1日

福岡県告示第1436号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年9月25日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成21年9月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人ぱれっと田川
 - (2) 代表者の氏名
浦田 良
 - (3) 主たる事務所の所在地

福岡県田川市栄町17丁目13番

- (4) 定款に記載された目的

この法人は、田川市における歴史と文化の上に立った地域の資源としての人材と施設に対し、時代に即した新たな視点での価値観を創造することで、主に田川市民の健康をはじめとする生活の質の向上と、地域の歴史と文化の継承を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1437号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年9月25日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成21年9月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
NPO法人列島会
- (2) 代表者の氏名
中村 儀成
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県北九州市小倉北区大島一丁目7番25号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、国内および発展途上国に対して障害者および高齢者の自立を支援し福祉向上のための事業を行い、障害者を含め全ての住民が安心して暮らせるまちづくり推進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1438号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条の規定に基づき、介護老人保健施設の開

設を許可したので、同法第104条の2第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第137条の2の規定により次のように公示する。

平成21年9月25日

福岡県知事 麻生 渡

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	許可年月日
介護老人保健施設	4057380125	介護老人保健施設こもれび	医療法人白寿会	平成21年9月1日

福岡県告示第1439号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州防衛局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年9月25日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（2級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
飯塚市庄司地域	平成21年9月1日から 平成21年11月13日まで

福岡県告示第1440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年9月25日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
柳川	県道	高山田川線	前	みやま市高田町飯江572番先から みやま市高田町飯江330番1先まで	6.1 ～ 13.4	442.0
			後	同上	10.8 ～ 13.4	442.0
柳川	県道	柳城川島線	前	大川市大字下木左木513番1先から 大川市大字下木左木1095番2先まで	4.2 ～ 8.2	375.1
			後	同上	4.2 ～ 8.2	375.1
			後	同上	6.0 ～ 49.0	697.9
飯塚	県道	新飯塚停車場線	前	飯塚市芳雄町841番1先から 飯塚市吉原町557番11先まで	18.7 ～ 44.0	273.1
			前	同上	9.2 ～ 38.8	379.8
			後	同上	18.7 ～ 43.0	273.1

福岡県告示第1441号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供

する。

平成21年9月25日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
豊 前	県 道	日 出 野 椎 田 線	前	築上郡築上町大字岩丸1647番1先から 築上郡築上町大字奈古872番1先まで	10.6 ~ 23.7	2,614.5
			後	築上郡築上町大字岩丸1647番1先から 築上郡築上町大字岩丸869番3先まで	10.6 ~ 23.7	2,654.5
			後	同上	9.0 ~ 23.7	2,663.5

福岡県告示第1442号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年9月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年9月25日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
田 川	八 女 香 春 線	田川郡添田町大字添田2073番4先から 田川郡添田町大字添田2062番4先まで
田 川	英 彦 山 添 田 線	田川郡添田町大字添田332番5先から 田川郡添田町大字添田319番1先まで

福岡県告示第1443号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年9月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年9月25日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
豊 前	東 上 戸 原 線	築上郡上毛町大字東上3233番先から 築上郡上毛町大字東上3015番先まで

公 告

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

平成21年9月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 被聴聞者

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事(1) 第13446号	有限会社三山不動産 代表者 松尾 守	みやま市山川町甲田864 - 2

2 聴聞期日及び場所

平成21年10月5日 午後2時

福岡市博多区東公園7 - 7

福岡県庁行政棟地下1階行政12号会議室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問い合わせ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号 092 - 643 - 3030

郵便による場合のあて先

郵便番号 812 - 8577 (福岡県庁)

公安委員会

福岡県公安委員会告示第284号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次の者を平成21年9月10日付けで少年指導委員として委嘱するので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により告示する。

平成21年9月25日

福岡県公安委員会

氏名	連絡先	活動区域
田中 一枝	0944 - 43 - 0110 大牟田警察署 (少年係)	大牟田警察署の管轄区域

海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会指示第136号

筑前海区における釣り及び延なわ漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成21年9月25日

筑前海区漁業調整委員会

会長 竹井 紀一

1 指示の適用海域

筑前海区海域

2 指示の内容

魚油等の油性物に浸漬したすべての餌料及び擬似餌（通称：油いか）を使用した釣り及び延なわ漁業の操業を禁止する。

3 指示の有効期間

平成21年10月1日から平成24年9月30日まで